

2. 設置の目的

教育に関する専門的、技術的事項の研究及び教育関係職員の研修に資する。

(沖縄市教育研究所設置条例第 1 条)

3. 運営方針

(1) 本市の現状に即した教育研究を行い、その結果を教育関係者に役立てる。

(2) 教師の研修の機会をつくり、教育実践上の諸問題を解明するよう援助する。

(3) 教育研究のための発行・収集を行い、教育関係者の利用に役立てる。

(4) 各学校や各教育研究団体及び各教師の調査・研究や教育相談の援助に努める。